

個人ばく露モニタリング：特殊健康診断ガイドライン

環境・健康

「砒素及びその化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」および「ニッケル化合物に係る特殊健康診断の実施のためのガイドライン」では、二次健康診断での個人ばく露の状況に関する項目として個人ばく露濃度測定等を示しています。

上記の特殊健康診断ガイドラインでの、個人ばく露モニタリングに関する記載を下記に示しました。

特殊健康診断ガイドライン：二次健康診断

個人ばく露の状況に関する項目

- (ア) 個人ばく露濃度測定
- (イ) 生物学的モニタリング（医師が必要と認める場合）

「過剰なばく露の可能性が高い」とされる定量的な目安としては、個人ばく露濃度の測定の結果が管理濃度を超える場合、生物学的モニタリングの結果が生物学的許容値を超えている場合などがある。

ただし、個人ばく露濃度の測定の結果が管理濃度の 1/2 を超える場合又は生物学的モニタリングの結果が生物学的許容値に近い数値を示す場合にも、過剰なばく露が疑われることがあるため、留意すること。

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)